

内閣参質二一〇第二一号

令和四年十一月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員神谷宗幣君提出中国の海外警察拠点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員神谷宗幣君提出中国の海外警察拠点に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねについてお答えすることは、我が国の情報収集能力等明らかにするおそれがあることから、差し控えたい。

二について

お尋ねについては、「我が国の司法権や日本国憲法が保障する人権諸規定を侵害する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、個別具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、外国又はその機関が我が国の領域内で公権力の行使と呼ばれるような行為を我が国の同意を得ずに行うことは、我が国に対する主権の侵害となると認識している。